

茲に積極的調停に歩を進むることに決意したのである。即ち先づ會社側の意見を訊したるに大體に於いて誠意ある諒解を得たので茲に三月二十日松岡氏を協調會に招き正式に同氏の決意を促がすに至つた。是れ即ち調停の序幕であつて此日は未だ具體案を示すに至らず更に二十二日再會を約して別る。越えて二十二日同氏と再會添田理事より具體的調停案を示したるが松岡氏の意中期待せしものとの距離遠きものありし爲めか容易に之を肯せず頗る將來を危ぶましむるものがあつた。其後三回四回同見を重ぬるに至り稍々接近の傾向を見るに至りしが、而かも尙ほ其主張は強く幾度か破裂の危運を見せたのである。此間澁澤子爵は協調會副會長として深く本爭議の成行を憂慮し老驅を厭はず屢々鈴木總同盟會長並に松岡氏を招いて懇諭する所あり兩氏も亦子爵の誠意に多大の感動したるものゝ如くであつたが一方政府當局に在りては當初頗る無關心の態度を持し居りしが直訴事件の勃發以來殊に第五十五特別議會開會の時期切迫して無産黨議員の態度稍判明するに従ひ頻りに此爭議の解決を急ぎ陰に幾多策動を敢てしたるかの如き誤解を新聞紙其他に依りて傳へられたることは誠に遺憾の至りであつた、のみならず此の誤解と世評とは結果に於ても却て妙からず此問題を紛糾せしめたる感があつた。其他幾多の調停者は金力と権力と色々の關係を辿つて種々劃策するところあつて前途頗る多難を思はしめたのである。

添田理事は此の調停に着手するに及び千葉縣の治安上直接の責任ある同縣知事の諒解を得て相共に事に當るが最も適當なることを思ひ三月二十三日特に同知事を訪ひ、事の顛末を序して完全に其の諒解を得たのであつた。從て以上幾多の世評に對しては一切之を耳にせず平然此間に立ちて終始一貫全く寢食を忘れて兩者の間を斡旋し不撓不屈是が調停に努力した結果漸く四月十四、十五日に至つて双方の意見接近し遂に理事の熱誠は容れられて四月十九日全く和解の決意

ましまつたのである。依て同日協調會會議室に於て會社側茂木社長、兩常務、太田顧問並に並木重太郎氏、爭議團側同盟會長鈴木文治氏、同主事(爭議團代表)松岡駒吉氏、調停者添田理事、福永千葉縣知事外に横井警察部長、協調會草間労働課長、橋本、廣池、町田の各參事並に大月囑託等立會の下に和解の假手打式を擧げ左記覺書に調印之を交換した。次で翌二十日野田町會社樓上に於て添田理事、知事代理、横井警察部長、草間労働課長以下課員、伊藤野田警察署長等立會の下に勞資双方の代表者相會しこゝに目出度和解の正式手打を完了したのである。

#### 覺書

昭和二年九月十六日以来繼續したる野田醬油株式会社に於ける労働爭議は今回當事者双方の間に完全なる協定成立し左記各項に依り圓滿に解決したり。

- 一、爭議團は昭和三年四月二十日限り之を解散すること。
- 二、會社は爭議團解散後十日以内に解雇者中より證衡の上參百名を採用すること。
- 三、會社は解雇者に對し左記の標準に依り解雇手當併に生計援助費を支給すること。
  - (一) 工員規定第六十一條に依る解雇者に對し解雇手當一人平均金貳百圓宛を贈ること。
  - (二) 解雇者中新規採用に漏れたる者に對し生計援助として一人平均金貳百圓宛を贈ること。
  - (三) 工員規定第十九條に依り解雇したる者九十七人に對し同規定第五十二條の二に依る解雇手當總額參萬五千四百八拾參圓八錢を支給する外生計援助として一人平均金貳百圓を贈ること。
  - (四) 工員規定第十八條に依る解雇者に對しては(一)、(二)の例に依る。
  - (五) 處分未了者四十二名中爭議に關係なき入營中の者十一名を除き他の三十一名に對しては生計援助として一人平均金貳百圓を贈ること。